佐賀県告示第三百号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道 路

の区域を次のとおり変更する。

供する。 月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に その区域を表示した図面は、平成二十四年十一月九日から平成二十四年十二

平成二十四年十一月九日

佐賀県知事 古 Ш

康

東山田線 の の の の の の の の の の の の の	川上牛津線 上牛津線 佐賀市大和町 佐賀市大和町 佐賀市大和町 佐賀市大和町 佐賀市大和町 本松二〇四町 本松二〇四町 本本七二〇十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		及び路線名 区) ₫
八四七番一地先まの大字東山田字五の大字東山田字五の大字東山田字五の大字東山田字五の大字東山田字五の大字東山田字五の大字東山田字五の大字東山田字五	[四番三二地先まで 地先から 地先から で で 世代字東山田字四 で で で で で で で で で で で で で	九〇番一地先まで 町大字東山田字四 地先から 町大字東山田字四 地先から で 町大字東山田字四 町大字東山田字四	間	道 路
後	前	後	後 変 更 前	0
- 三 六 ・・ ・・	五 _分 八 · 四 五	ー 四 五 ₅ 八 ー ₅ 三 · · · 七 モ	メートル 員	X 1 *
二 八 <u>:</u>	六七三・八	七一六・八	メートル 長	域

車 林 場 原 線 保		
で は は は は は は は は は は は は は	で 山二本通二六一〇番一地先ま 佐賀市大和町大字久留間字今 ら 佐賀市大和町大字久留間字横	本松一三六〇七番二地先まで佐賀市大和町大字東山田字二本松四〇〇九番一地先から佐賀市大和町大字東山田字五
前	後	前
一 六 ₅ 九 九 五	三 七 六 - 三	一 三 五 ₅ 九 五 四
— 九 八 ・ 四		七九・七